

全産連労災発生情報 No.202303-1 「焼却炉内の灰を除去作業中に機械のベルトに巻き込まれ死亡」

【概要】

焼却炉内の焼却灰を除去していた作業員が焼却灰を集める機械のベルトに巻き込まれて死亡した。

【推定要因】

被害者数	死亡者 1 名
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
発生要因（物）	防護・安全装置がない
発生要因（管理）	動いている機械、装置等に接近

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・点検・調整作業等の際して、挟まれ・巻き込まれの恐れのある部分には、覆い等を設けること（労働安全衛生規則第 101 条第 1 項）。
- ・機械のそうじ等を行う場合には、原則として運転を停止して行うこととされている（労働安全衛生規則第 107 条）。やむをえず運転中に行うときは、できるだけ幅広く操作できるロープ式等の非常停止装置を設置すること。
- ・点検、調整（そうじを含む）等の作業をも含めた作業標準を、関係作業者に周知徹底し、確実に順守させること。